

## 議 事 日 程 (第2号)

平成27年9月15日(火曜日) 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 認定第1号 平成26年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第3 認定第2号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第4 認定第3号 平成26年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第5 認定第4号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第6 認定第5号 平成26年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第7 認定第6号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第8 認定第7号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第9 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

---

### 出席議員(7名)

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 1番 | 今井美和 | 2番 | 今井美道 |
| 3番 | 桂川一喜 | 4番 | 樋口春市 |
| 5番 | 服田順次 | 6番 | 今井保都 |
| 7番 | 安江祐策 |    |      |

---

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

|        |      |               |      |
|--------|------|---------------|------|
| 村長     | 今井俊郎 | 教育長           | 安江雅信 |
| 参事     | 松岡安幸 | 会計管理者         | 安江誠  |
| 総務課長   | 安江宏  | 村民課長          | 今井義尚 |
| 産業振興課長 | 樋口章久 | 国保診療所<br>事務局長 | 安江良浩 |
| 教育課長   | 伊藤保夫 | 建設係長          | 有田尚樹 |
| 環境係長   | 安江輝彦 | 監査委員          | 安江弘企 |

---

### 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

|             |      |
|-------------|------|
| 議会事務局<br>次長 | 安江由次 |
|-------------|------|

◎開議の宣告

○議長（服田順次君）

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付を申し上げたとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、6 番 今井保都君、7 番 安江祐策君を指名します。

---

◎認定第 1 号から認定第 7 号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第 2、認定第 1 号 平成 26 年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 8、認定第 7 号 平成 26 年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 7 件を決算認定関連とし、一括して議題とします。

ここで暫時休憩とします。休憩中に全員協議会を開催し、決算の質疑を行っていただきますので、よろしく願いをいたします。

午前 9 時 36 分 休憩

---

午後 1 時 00 分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、上程中の認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2 番 今井美道君。

○2 番（今井美道君）

本年度の村民が負担すべき費用のうち、年度内に納められなかった額ということで、一般会計、特別会計を合わせて 2,647 万円ということが記載されております。その中で、不納欠損ということが時効消滅などでやむを得ないものと思いますということが監査委員の方の意見書にも記されておるんですけど、やむを得ないというのが監査委員の方の意見ですが、私はできるだけ本当にやむを得ないというか、時効等のものは順番にわかってきますので、何とかこういったものを不公平のないように、使用料や負担金等の徴収をもっと努力していただかなければいかんかなというふうに思

っております。それで、27年度予算の村長説明のときにも、村長は保険税等の未納対策については、保険事業は相互扶助であることを十分説明し、理解していただき、村税とあわせて収納率の向上に努力するという説明をされてみえますので、どのような具体的に努力をされていくのかお伺いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

滞納整理につきましては、庁内で関係職員による滞納整理の会議を持ちまして、それぞれの状況の確認と個別の案件に対する対策を協議して実施をしております。やむを得ずといいますか、不納欠損したものについては、時効が完成してしまい、もし納めようとしても、こちらは受け入れられない、それが法律違反になるよということでございまして、このことについては、非常に遺憾に思います。というのは、それまでの手続の、やはり何かしらの原因で徴収ができなかったということは、これは紛れもない事実ですので、このことについては事務方としてはおわびを申し上げて、今後こういうことのないようにするという事しか言いようがないことなんですけど、ただ案件については、違う方法で公平の原則を貫くように、御相談いただける向きについてはそういった措置をとって、表には出てまいりませんが、なるべく納めていただく形はとれなくても、財産的な処分をさせていただくような手だてはとっております。

ただ、これは公にはちょっと申し上げられないところでございまして、滞納が発生しないように努力することを引き続き続けますし、現在は、今も1人職員を県税のほうへ送っております。いわゆる差し押さえの手続方法ですとか、それから財産の保全ですとか、そういったことについて勉強もさせていただいておりますし、現にも、これ以上不納欠損に陥らないような債権の保全ということについて、分納契約をしていただくなりやっておりますので、これからはこんな多額な不納欠損は出ないと思っておりますが、これは過去の、どうしても精算という形で、これをいつまでも徴収できないものを決算に上げておくこと自体も村の財産を正確に把握するという観点では不適當ということで、不納欠損の処理も年々させていただいておるところでございます。いずれにしても税の公平さから言えば、これは鋭意努力をして、その額の減少に努めていきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

今の物納だとか収納ということも多分、想定の中に入っていると思うんですが、先日ちょっと小委員会で村の持ち物の処分というようなお話もちょっとあったんですが、言い方は悪いですけど、お金になるものであれば、競売にかけたりして処分というのもあるんですけど、売れないものをどんだん村の資産としてふやしていくのもどうかなという気がしますので、この点についてもう一度お伺いしたいです。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

総じて、その対策として取得をするものについては、ちゃんと筋道が、今後活用の方法、あるいは財産として、村としても持つておっても、言葉は簡単に言いますと、お荷物にならない精算価値があるだろう、山林なんか特に、これはちゃんと管理すれば当然ながら財産になってまいりますので、そういう観点で収納してありまして、何でもかんでも押さえていくということではございませんので、よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

村長から読み上げられました決算説明書の12ページの最後の部分を見ていただきたいんですが、実は、昨年度、もしくはその前も申し上げましたけれども、これだけの文字が、数字が並べられている説明の中で、唯一、どういう結果が出たかというのを数字であらわされているのが、このフォレストスタイル事業です。これは、ぜひ改善してくださいと何回も申し上げましたけれども、これで村長は決算で説明なさるのが2回目になりますので、知らなかったとは言ってほしくないんですが、ちょうど一般質問の僕が言ったこととも関連しますけれども、フォレストスタイルだけはどうしてもこういう結果が出ましたとおっしゃりたい気持ちはよくわかります。

ただし、4億円という数字は、一般会計が大体20億から30億の間をいっている中での4億という数字は、余りにもスポットが当たり過ぎます。ただし、これは残念ながら、本当の会計で動いている4億ではなくて、民間のところこんだけの売り上げがあったということであって、決して村のお金が4億動いたということではないにもかかわらず、ここにこうやって書かれてしまいますと、どうしてもウエートがすごくフォレストスタイル事業の中でありましたというふうに見られます。これを前回は指摘しましたけれども、村長がここを改善しなかった真意をまずお聞かせください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

フォレストスタイル事業については、村民の関心も高いところでございますので、事業効果として説明をしたかったという思いで、この数字が出たということで御理解をいただきたいと思っております。ただ、議員質問のとおり、これだけがというふうに言われると、これは比較論になりますけれども、そういう向きもあったのかなあとは理解をいたしますが、事業効果を図るところに数字以外のことで、一般質問のときにもありました、これをやりましたばかりではなくて、やはりこれからはKPI指数というか、そういったものを取り上げて、目標達成度はどうだとか、事業効果はどうだっ

たということも、これからはこの決算説明にもあらわしていききたいなあというふうには考えます。

今回のここだけと言われますと、大変申しわけないということになります。ほかの事業についても事業効果をしっかりと検証して、なるべくわかりやすい村長説明の資料にしていきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今の村長のお答えでも納得してもいいんですが、一般質問のときに言いましたように、やっぱり職員のやる気を十分引き出すためには、1カ所だけにスポットを当てるのではなくて、なるべくいろんな多方面で、似たようなものを必ず同じように扱うことで、職員のやる気を促してやったり、それから税金の使われ方も一部の村民が誤解のないように、こちらにもあちらにもきちんと使われているよと、特にこの決算の議会です。全協以上に気を使っていたら、取り扱いには十分御留意願いたいと思いますので、もう一度最後に村長のお気持ちをお聞かせください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

村民の皆様へのお金の使われ方の説明については、これから資料をつくりまして、広報、そしてCATVの私の番組の中でわかりやすくこういうお金の使い方をしましたという形で説明をしたいと思います。そして、今、抱えている借金の大きさ、これに返している金額、あるいは持っている貯金の額、こういったことを村民の皆様にごできるだけわかりやすくお話をし、御説明をしたいと思います。今後、議会に提出する書類についても、鋭意努力して改善をしてまいります。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

決算説明資料の中の39ページにあります一番上にあるFSCのシートについてです。これはあえて文句をつけるのではなくて、かつてフォレストスタイルについても、こういう建築現場に掲示するシートがありまして、村がどんなことをやっているかというのがわかりやすく、そして税金がどう使われているかがわかりやすくなっているのと同じように、このFSCの建築現場シートというのも、確かに村がどういうことを応援しているかということもわかりやすいですし、村がどんなことをやっているのかがわかりやすい状態だと思います。

そこで、村長に提案ですけれども、ほかにも村というのはいろんな形でキャンペーンを行って

る、それから力を入れている、それから村長自身も、例えば文化ですと、文化の香り立つというようなキャンペーンを行ってみえます。そうしますと、例えばコンサートの折などに、村がこんなことに力を入れているんだ、応援しているんだということを、例えばコンサートの入り口の会場に掲示するようなパネルがありますとか、そういうことがありますと、非常に一般の方に村がどんな姿勢でどんなものを応援しているかというのがわかりやすくなると思いますので、今後この決算にあらわれてきますように、お金を使う形になるかと思いますが、もっとPRの方法の一つとして、こういう掲示物というものに力を入れていただけないかということで、今後の展開について、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

一連の議論の中にもよく出てくるわけですが、東白川村が村外に対しての情報の発信の仕方云々、そして村民の皆さんの理解を得るための努力、これが十分かと言えば、足りないという認識は常に持っております。今、御提案いただきましたような方法も非常に有効な手段だと思いますし、私自身も村民の皆さんに自分が今やりたいこと、皆さんの期待を持っていただきたいことをお伝えしていきたいと、こういう気持ちは十分ありますので、今後、御意見を参考にして、なるべくわかりやすく、そして簡単な方法といいますか、費用のかからない方法でこれらの要求といいますか、欲求といいますか、私自身、これを満たしていきたいと考えております。今後ともまた御指導をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

他町村と比較するのが必ずしも正しいとは言いませんけれども、他町村は結構、道を走っておりますと、この村がどんなことをやっているか、例えば何々宣言の村でありますとか、何々のまちづくりとかいうのが多くあります。比較的、東白川においては、美しい村連合の看板等は少しありますが、そういうものを見ることの機会が少ないような感じがしますので、今後、他町村を見習えと言いは失礼かもしれませんが、他町村で見られるような何かしらの方向性をもっと積極的にやっていただきたいと思いますので、重ねてもう一度その質問をさせていただきます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

南北橋にかけたイベント案内の看板がかわっているかどうか、ちょっと確認してみますので、心配なわけですが、かわりましたか。

〔「かわっています」と呼ぶ者あり〕

あれは、一つの私のことしの思いでやったことでございますので、今、御指摘があったように、今後ともいろんな形でPRに努めていきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

決算説明資料の30ページの中ほどにあります、子ども・子育て支援システム構築委託料というところがありまして、そこで結構な金額が発生しております。これのシステム委託料の意味合い、もしくはこの金額がどうしてこんなに大きな金額かということをちょっと御説明いただきたいと思えます。

○議長（服田順次君）

教育課長 伊藤君。

○教育課長（伊藤保夫君）

子ども・子育てのシステム構築委託料でございますけれども、これにつきましては、今年度から始まります子ども・子育て支援新制度に伴いましてシステムを改修するという事で、全国の市町村がこのシステムを改修をということで、国のほうが100%の補助金を出して改修するようにしております。ただ、うちのような小さい村では、人数も限られておるので手でもできるんやないかというようなことも考えられますけれども、国としては、このシステムによって国が欲しい調査とかデータが自動的に吸い上げられるというようなメリットもございます、今回、全市町村を対象に、このシステムの改修で新しいシステムの導入を図ったということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

どうしても国の指導の中には、一律に全体にやるというのは、マイナンバー等でも起きておりますから、当然理解はできる場所ではありますけど、いかんせん少子・高齢化が進んでいるうちの村にとって、子育て支援対象となる人数が本当に少なくなってきました。それに対しても、国が広げてくる網をじかにかけていくことによって、妙にお金がかかり過ぎることのないよう、これはこれとしてオーケーだったとしても、ほかにも、とにかく一律にかけていくのではなくて、やっぱり少ない人数のときにはどういう形で手作業等を、多少労務がふえてでも、そのほうが効率的であるかどうかということをよく検討いただいて、今後の支出をぜひ考えていただきたいと思えます。それについてのお考えもよろしく申し上げます。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

## ○教育長（安江雅信君）

さまざまなシステムの中には、議員御指摘のようなことを観点として、効率的や状況に合わせた取り組みが必要とっております。今回のものにつきましては、国が統一したシステムを導入することで、他町村とのかかわりの手続ですとか、そういったことをほかの町村との絡みですとか、あるいは県・国が取り上げるさまざまなデータや調査ということ等の部分もありますので、統一したものを導入するといったことですし、単独でさまざまなシステムを必要としたような場合には、議員おっしゃるように、効率性や事務量といったことを当然考えて、やらせていくべきものというふうに考えております。

## ○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、まず原案に反対者の発言を許可します。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

4番 樋口春市君。

## ○4番（樋口春市君）

これから賛成討論を行います。

平成26年度一般会計並びに特別会計6会計の決算認定に当たり、私は賛成の立場から意見を申し上げます。

平成26年も国はデフレ脱却を目指し、大胆な金融政策、財政出動、成長戦略が進められてきたわけですが、我々のような地方では、景気の回復を感じることはできない状況の中、消費税の増税が執行されたことは、地方にとってさまざまな点において打撃を受けることになりました。9月には、地方の自治体が自主的に取り組むことに対し国がしっかり支援をするまち・ひと・しごと創生本部を設置され、地方が自主性、自立性を高め、地方みずから成長するための施策がとられました。この施策をどう生かしていくかは、それぞれ自治体によって異なりますが、国のこの施策を有効に利用していただき、この機会にその場限りの事業ではなく、持続可能な事業の推進を進めていただくことを期待いたします。

村では、財政健全化による4つの主要の改善に留意して、運営され、実質公債費比率が10.7%と改善されたことと、財政調整基金への積み立てを行うなど、今後の有事への備えや施設整備に向けての準備も整えられました。

また、防災対策として防災行政無線デジタル化事業、再生可能エネルギー事業、簡易水道施設機器更新、情報通信では番組自動送出設備工事、定住促進住宅の建設、子供の安全対策として保育園、

小・中学校への防犯監視カメラの設置、高齢者対策として地域密着型サテライトの施設への負担金など、限られた財源の中で努力されたことに敬意を持って評価を申し上げます。

今後も、水道設備の更新を初めはなのき会館、高齢者施設、医療施設の整備等、多くの課題が山積しております。村長を初め職員の皆さんには、村民の皆さんが希望を持って安心・安全に暮らすことのできる村づくりに最少の経費で最大の成果を上げる努力を期待いたしまして、賛成討論いたします。

**○議長（服田順次君）**

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成26年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を一括して採決します。

この表決は起立によって行います。

お諮りします。認定第1号 平成26年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、認定第1号 平成26年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件は、原案のとおり認定されました。

---

**◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について**

**○議長（服田順次君）**

日程第9、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

**○議会運営委員長（安江祐策君）**

平成27年9月15日、東白川村議会議長 服田順次様。議会運営委員長 安江祐策。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期中及び会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. 議長の諮問事項に関する調査について、6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上でございます。

**○議長（服田順次君）**

お諮りします。委員長の申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

#### ○議長（服田順次君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第3回東白川村議会定例会を閉会します。

村長 今井俊郎君。

#### ○村長（今井俊郎君）

ただいまは平成27年第3回の定例会、全ての議案につきまして慎重審議をいただき、また特に一般会計ほか特別会計の平成26年度の決算につきまして御認定を賜り、本当にありがとうございました。

決算内容につきまして、いろいろ御審議をいただき、御意見も賜りました。また、ほかの議案につきましても、真摯な議論ができたと思っております。こういった皆様方の御意見を参考にして、今後とも職員一同頑張って、課題に対して当たっていきたいと考えております。

平成27年度も半分が過ぎまして、いよいよ実りの秋を迎え、これからやらないといけないことも山ほどございます。既に次年度の予算編成についての活動についても、若干の指示を出させていただいて準備に入っているところでございます。我々執行部は常に先を見据えることも大事でございますし、足場をしっかりと固めることも大事でございます。こういったことを肝に銘じて、皆様方の御意見を参考にして、今後とも村政に当たってまいりますので、なお一層の御意見、そして御指導をいただきますよう、心からお願いいたしまして、第3回定例会閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。どうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後1時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員